

桑野社労士 & FP事務所だより

平成 28 年 10 月 11 日

第 79 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

京都府の最低賃金が、平成 28 年 10 月 2 日から

時間当たり 807 円から 831 円に改定されました

最低賃金制度とは？

京都府最低賃金(地域別最低賃金)制度は、京都府内の全ての使用者及び労働者に適用されます。これは、事業場に働くすべての労働者(パート、アルバイト、嘱託、臨時も含む。)に、雇用形態の別なく適用されます。

平成 28 年 10 月 2 日から時間額 831 円は「地域別最低賃金額」で、下表の特定(産業別)最低賃金額の対象産業に該当する場合は、下表の賃金額を支払わなければなりません。

対象産業	時間額	発効年月日
金属製品製造業	868 円	H27.12.26
電気機械器具製造業	867 円	H27.12.26
輸送用機械器具製造業	873 円	H27.12.26
各種商品小売業	831 円	H28.10.2
自動車(新車)小売業	831 円	H28.10.2
印刷業	831 円	H28.10.2
はん用・生産用・業務用機械器具製造業	831 円	H28.10.2
自動車小売業	京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低時間額831円が適用されます。	

最低賃金のチェック方法

(1) 時間給制の場合

時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)

(2) 日給制の場合

日給 \div 1 日の平均所定労働時間 (時間額に換算)
 \geq 最低賃金額 (時間額)

(3) 月給制の場合

月給 \div 1 か月の平均所定労働時間 (時間額に換算) \geq 最低賃金額 (時間額)

(例) 年間所定労働日数 252 日、所定労働時間が

毎日 8 時間、月給 138,000 円の方の場合

$8 \text{ 時間} \times 252 \text{ 日} \div 12 \text{ 月} = 168 \text{ 時間/月}$

$138,000 \text{ 円} \div 168 \text{ 時間} = 821.42 \text{ 円} < 831 \text{ 円}$

\Rightarrow 最低賃金法に違反しています

(4) (1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

① 基本給 (日給) \rightarrow (2)の計算で時間額を出す

② 各手当 (月給) \rightarrow (3)の計算で時間額を出す

③ ①+② \geq 最低賃金額 (時間額)

※次の賃金は、算入しません



臨時に支払われる賃金、1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、皆勤

手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の減額の特例

次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件に、個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

1. 精神又は身体障害により著しく労働能力の低い方
2. 試みの試用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち、厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方

(裏面へ)

労働裁判事例 17

三菱樹脂事件(最高裁大法廷判決、S48.12.12)

使用者は、労働者の思想・信条を理由に、採用を拒否してもよいか

【事実】Xは、大学卒業と同時にY会社に3か月の試用期間を経て採用されたが、試用期間の終了直前に、本採用を拒否された。その理由は、XがA大学在学中に学生運動に従事し、デモや集会などに参加し、大学生協の役員歴もあったにもかかわらず、その事実を採用時に提出した身上書に記載せず、面接試験の質問においても虚偽の回答をしており、管理職要員としての適格性に欠けるということであった。

そこでXは、この解雇は無効であるとして、労働契約に基づく権利を有することの確認などを求め、訴えを提起した。1審及び原審とも、Xの請求を認容した。そこで、Y社は上告した。



【判旨】原判決破棄、再戻し。

- I 憲法19条及び14条は、国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。
- II 憲法は、思想、信条の自由や法の下での平等を保障すると同時に、22条、29条等において、財産権の行使、営業その他広く経済活動の自由をも基本的人権として保障している。それゆえ、企業者は、かような経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇用するにあたり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができるのであって、企業者が特定の思想、信条を有する者をそれゆえをもって雇い入れることを拒んでも、これを当然に違法とすることはできないのである。憲法14条の規定が私人のこのような行為を直接禁止するものでないことは前記のとおりであり、また、労働基準法3条は労働者の信条によって賃金その他の労働条件につき差別することを禁じているが、これは、雇入れ後における労働条件についての制限であって、雇入れそのものを制約する規定ではない。ま

た、思想、信条を理由とする雇入れの拒否を直ちに民法上の不法行為とすることはできないことは明らかであり、これを公序良俗違反と解すべき根拠も見出すことはできない。

【説明】本判決の採用の自由の広範な保障は、男女雇用機会均等法5条等により制限されているはいるものの、今日でもなお、基本的な方原則となっている。ただ、本判決が思想、信条の調査の事由まで認めていることについては、プライバシーの保護という観点から疑問がある。

(次号に続く)

事務所からひとこと



10月1日、霊山歴史館主催の「維新土曜ウォーク」に参加した。この日は、京都市役所の東、河原町通りと鴨川の間にある史跡をたずねた。

まず、京都市役所の河原町通りを隔てた東側に立つ「京都ホテルオークラ」は、長州屋敷跡に建っており、桂小五郎の像があります。また、烏丸通りを隔てた南側には、加賀藩邸があったとのこと。また、すぐ近くには、久坂玄瑞、桂小五郎、大村益次郎などが居たという。日本銀行京都支店の横には、ノーベル化学賞を受賞した田中耕一さんの勤務する島津製作所の資料館があり、レントゲン写真の原型や理科の試験器具が、並べられていた。そして、そのすぐ側には「一之船入碑」があり、ここ高瀬川二条は江戸時代に運搬で栄えた事が示されていた。

普通に歩いていると見逃してしまう、多くの歴史的史跡を数多く教えてもらうことができました。やはり、京都は凄い！